

平成 23 年 3 月 8 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社イトーキ

「リース会計に関する論点の整理」に対する意見

昨年 12 月に貴委員会から公表されました「リース会計に関する論点の整理」につき、以下のとおり意見を取りまとめましたので、ご検討頂きたく宜しくお願い致します。

1. 全般について

- (1) 提案されている使用权モデルによる会計処理に対して、貴委員会も一定の懸念を示されておりますが、実務上、適用が困難な内容を含み、財務諸表を作成する各企業に過度な負担を強いるものとなっております。現行のオペレーティング・リースの会計処理に関する指摘を改善する目的は理解できますが、オペレーティング・リースは航空機、船舶などの大型物件からオフィスの賃貸借、レンタカーなど広範に渡り、また経済的な実態も必ずしもファイナンス目的ではなく、サービス要素の色彩が強いものなど多様であります。これらをすべて同一の会計モデルを適用するのであれば、大半の企業において、得られる便益よりコストが多くなることは明白であります。実務上、適用可能なものとなるように I A S B / F A S B に積極的に意見発信を行っていただきたい。
- (2) 日本のリース会計基準は改訂されたばかりであり、短期間での改訂は多くの企業に更なる負担を強いることとなります。今後、コンバージェンスを推し進めるのであれば、貴協会は短期間での改訂を行う背景を明確に示していただき、また実務的に受け入れられるよう適用時期などについても一定の配慮が必要であります。
また、単体の会計基準にも適用される場合、税法との調整についても十分に検討した上で、議論を行っていただきたい。

2. 各論について

(質問 1) 借手の会計処理

- (1) すべてのリース契約に対して、使用权モデルを適用し、ファイナンス・リースと同様に資産、負債及び利息を認識することが必ずしも経済的な実態を表すものではありません。

- (2) 借手の使用権モデルについて、論点整理第 15 項に記載のとおり、「リース取引開始日に使用権資産の引渡しにより、貸手の義務は履行され、借手は無条件の債務を負う」という考えが背景にあります。現行基準でオペレーティング・リースに分類される取引にはオフィスなどの不動産賃貸借、区分できないサービス要素を含んだリース契約（リース要素を含んだサービス契約）など使用権資産の移転というより、サービスの移転として、貸手の義務はリース期間に亘って履行されていくと考えたほうが、取引当事者の意図、経済的な実態を反映する取引も数多くあります。この場合、他の未履行契約と同様に資産・負債を計上せず、貸手の義務の履行に応じ、キャッシュフローに合わせて費用に計上していくこととなりますので、借手の多くの懸念が軽減されます。
- (3) わが国リース会計基準には、ファイナンス・リースに関わる資産・負債の計上に関し、簡便法が認められており、実務に定着しております。リース会計基準のコンバージェンスを推し進めるのであれば、一部の非上場企業の会社も適用されることなども考慮したうえで、企業の事業活動に必要不可欠でない非中核資産のリースといった重要性の低いリースについて、賃貸借処理を認めるべきであります。

（質問 3）短期間のリース

- (1) 今後の方向性（第101項）にも記載されておりますが、割引前の金額であっても資産・負債に計上することは多数の短期間リースを管理する必要性が生じ、各企業に実務上多大な負担を強いることとなります。
- (2) 貸手の会計処理と整合させることから、借手についても資産及び負債を認識せず、賃貸借処理を認めるべきであります。

（質問 4）更新オプション等の取扱い

- (1) 今後の方向性（第166項）にも記載されておりますが、解約可能な期間についても一定の見積りによってリース期間に含めることについて、借手にとって債務性の乏しい負債の認識に繋がる懸念があります。これについて、貸手も同様であり、更新オプション等を考慮し、リース期間を見積もることにより、財務諸表における資産・負債が過大計上となる可能性があります。
- (2) 個々のリース契約単位で発生する可能性のあるリース期間の確率を見積もり、リース期間を決定していくプロセスは実務上非常に困難なものであります。また、仮に見積りを行った場合であっても、合理的な見積りは困難であり、財務諸表の信頼性を損なうばかりではなく、恣意的な見積りに活用されるなど財務諸表の改善ではなく、新たな問題を創出する可能性があります。
- (3) リース期間は解約禁止期間とすべきであり、財務諸表の安定性と信頼性に繋がるものと思います。

以 上